

内視鏡検査、治療の対象患者制限の解除について

大阪急性期・総合医療センター登録医の先生方へ

平素は当院の地域医療連携にご協力いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当院の内視鏡診療も日本消化器内視鏡学会の提言に従って、令和2年4月20日よりその適応を緊急検査・治療ならびにがん診療に関する検査・治療に限定してまいりました。5月18日現在、同学会からはCOVID-19への感染リスクが高いとされる消化器内視鏡診療においては、引き続きこれまでと同様に、慎重な対応が求められています。COVID-19が確定した症例・臨床的にCOVID-19を疑う症例：ハイリスク患者に対しては、緊急性のある場合においてのみ消化器内視鏡診療の施行が推奨されており、無症候等により臨床的にCOVID-19を疑わない症例：ローリスク患者であっても適応は慎重に勘案する必要があるとされています。しかしながら、緊急性のない待機的な内視鏡検査に関しましても、長期にわたる休止は患者様にとって重大な不利益を生じる可能性は否定できません。現在も个人防护具の供給が安定しない状況が続いておりますが、本邦での感染拡大の勢いが低下しつつあることを踏まえ、6月1日より対象患者の制限を解除し、緊急検査・治療ならびにがん診療に関する検査・治療以外につきましても実施していくことと致しました。

今後は内視鏡センターの通常運用をめざし、努めてまいります。引き続き、ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

令和2年5月27日

大阪急性期・総合医療センター
内視鏡センター長 石井 修二
消化器内科主任部長 薬師神 崇行